

特別管理産業廃棄物収集運搬業の審査基準

(令和元年12月14日改正)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部(正本、写し)そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれがないこと。
 - (3) 法人にあつては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号、以下「省令」という。)第10条の13第1号で定める基準のほか、以下の基準に適合していること。

 - ア 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の継続的な使用権限があること。
 - イ 積替え又は保管の場所の土地の使用について、土地所有者の承諾が得られること。
 - ウ 感染性廃棄物の収集運搬を業として行う場合には、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省環境再生・資源循環局)の第6章「感染性廃棄物の収集運搬及び保管」に記載のある基準及び要件に適合する施設を有すること。
 - エ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)以下、「収集運搬ガイドライン」という。)第3章に掲げる基準又は要件に適合する施設を有すること。また、応急措置設備等及び連絡体制設備等として、収集運搬ガイドライン第5章に掲げる基準及び要件に適合する設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア7階)が実施する特別管理産業廃棄物の処理業に関する講習【収集・運搬課程】(以下「講習」という。)を修了した者であること。なお、新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習を修了した者であること。

(ア) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の10に規定する使用人（業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）

(イ) 申請者が個人である場合には、当該者又は政令第6条の10に規定する使用人（業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）

イ 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。

(ア) 新規許可申請の場合

a 新規許可講習

許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

b 更新許可講習（他の行政庁で既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。）

許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

(イ) 更新許可申請の場合

新規許可講習及び更新許可講習

許可の有効期限の翌日から起算して5年前までに修了したもの

(ウ) 変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの

ウ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であること。

3 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(1) 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号イに規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」の適用については、省令第9条の2第2項第10号で定める書面にて申し立てること。ただし、申請時の聞き取りや立入検査等で精神の機能の障害のおそれが判明した場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果などの「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（診断年月日、病院又は診療所等の名称・所在地、医師名及び当該医師の押印があるもの。（3か月以内に発行されたものに限る。））の提出

を求める。

(2) 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、政令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）、第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）

エ 法第7条第5項第4号ニに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反して廃棄物の過積載を行うなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

キ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合